

港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
2. 総合的な防災・減災対策の強化・促進
 - (1) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

特に、多重防護による津波防災地域づくりを推進するための法律を早期に制定し、必要な対策を講じること。
 - (2) 海陸にわたる防災拠点として港の機能強化を推進するとともに、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
 - (3) 防波堤・防潮壁などの防災施設の機能強化を図るため、事業制度の拡充を含め必要な措置を講じること。
 - (4) 津波などの波浪の観測体制を強化すること。
 - (5) 臨海工業地域にある事業所が行う防災対策の評価及び防災対策の強化に対する支援制度を創設すること。
3. 東日本大震災を踏まえ、太平洋側港湾の代替機能の確保により災害に強い物流ネットワークを構築するとともに、防災拠点機能の確保を図るため、日本海側拠点港の形成を早急に推進すること。
4. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。
5. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。

6. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
7. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を図ること。
8. 漂着・漂流ごみ対策
 - (1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、平成24年度以降も引き続き財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。
 - (2) 海岸漂着物処理推進法による処理責任の明確化等の趣旨に対応した措置を講じること。
 - (3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。

また、先に採択した三カ国共同行動計画を確実に実効あるものにする。
9. 東日本大震災関係
 - (1) 湾口防波堤等の国有港湾施設、海岸保全施設（堤防・胸壁・水門・陸閘等）等の迅速な復旧・整備促進を図ること。

また、整備に当たっては、港湾内の水環境の保全に十分配慮した構造とすること。
 - (2) 防潮堤、岸壁及び野積場等の港湾施設の復旧・復興のために必要となる費用については、被災自治体の負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。
 - (3) 民間企業が所有する港湾施設、港湾荷役機械及び港湾関連施設など、海上物流を支える施設の復旧及び港湾背後地に立地する港湾関連業者に対し、十分な支援措置を講じること。
 - (4) 震災に伴う漂流・漂着物の処理等、地方自治体の対応が必要となる事態に対しては、その全額を国庫負担とすること。